

平成25年度 指導計画表 (歯科)

○印は実施予定 (○)は未定

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
集団指導	新規登録							○						
	新規指定時	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	点数改定												(○)	
集団的個別指導	集団方式			○ 809				(○)						
	面接懇談方式													
個別指導	都道府県個別指導	○ 17	○ 17	○ 8	○ 17	○ 11	○ 17	○ 17	○ 17	○ 17	○ 15	○ 17		170
	共同指導(特定含む)						(○)							
新規個別指導	新規指定		○ 56		○ 56		○ 56		○ 56		○ 56			280

※ 数字は、指導対象予定件数である。

今回開示請求した指導計画について、すべてが開示されたわけではない。集団的個別指導について、選定対象から除外される保険医療機関の文言において、「平均取扱件数」お

一部は不開示に  
今回開示請求した指導計画について、すべてが開示されたわけではない。集団的個別指導について、選定対象から除外される保険医療機関の文言において、「平均取扱件数」お

新規個別指導  
今年度から新規指定を受けた保険医療機関を対象に実施する新規個別指導は、一年経過しても、指導対象とすることが可能となった。これまで、新規指定後のおおむね六カ月を経過後、一年を経過するまでの間に実施するとされていたが、今年度の指導計画で一部変更された。

個別指導は年間170件に実施

個別指導の選定医療機関は、昨年度の百五十五件に対し今年度は百七十件と十五件増加し、さらに指導の強化が図られることとなった。

集団的個別指導を拒否し、六月と十月の二回に分けて実施するとして(表参照)。

関東信越厚生局が今年度指導計画を開示

今年度 個別指導件数10%増加  
170件に実施予定

協会は、関東信越厚生局(以下、「厚生局」)に対して東京都の「平成二十五年度指導計画」(以下、「指導計画」)の開示請求を行い、四月以降に実施される個別指導(新規個別指導を含む)や集団的個別指導の予定件数を開示した。開示された指導計画の概要は左記の通り。

平成25年度 指導計画 (歯科)

<p><b>〈集団的個別指導〉</b> 平成24年度内におけるレセプト1件当たりの平均点数が高い保険医療機関について、1件当たりの平均点数が高い順に選定し、レセプト1件当たりの平均点数が東京都の平均点数の一定割合(診療所1.2倍)を超えるおおむね8%に当たる保険医療機関が選定される。 ただし、平成24年度および平成23年度に個別指導(新規個別指導を含む)または集団的個別指導を受けた保険医療機関および25年度に個別指導(新規個別指導を含む。)を予定している保険医療機関は除かれる。 これまで集団的個別指導の対象となるレセプトは一般分および後期高齢者分の両方の1ヶ月の「平均取扱件数」がおおむね「10件未満」の保険医療機関を除くとされていたが、今年度においては、「平均取扱件数」および「10件未満」の該当箇所が開示となっている。</p>
<p><b>〈個別指導〉</b> 選定される保険医療機関は、①被保険者等から診療内容または診療報酬の請求に関する情報の提供があり、個別指導の必要と認められた保険医療機関、②監査の結果、戒告または注意を受けた保険医療機関、③個別指導の結果、措置が「再指導」となった保険医療機関、④正当な理由がなく集団的個別指導を拒否した保険医療機関、⑤平成23年度に集団的個別指導を受け、平成24年度の実績においても高点数である上位4%程度の保険医療機関を対象としている。</p>
<p><b>〈新規個別指導〉</b> 新規に指定を受けた保険医療機関を対象に、新規指定後おおむね6ヶ月を経過後、個別指導方式により実施する。</p>

よび「十件未満」の該当箇所が黒く塗潰された。不開示理由は「正確な事実の把握を困難」にし「違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする」とし、さらに「ひいては各種指導に係る業務の適正な遂行に支障を来すおそれがあるため」とし不開示とした。

※六月に実施される集団的個別指導や高点数による個別指導について、最新の情報を五月十一日の四十年記念合同研究会(社保)で解説します(申込制)。

果、厚生局はこれまで通り、開示をした経緯がある。保険医療機関および保険医は健康保健法に基づき指導を受けるが、開示することで正確な事実の把握を妨げ、違法や不当な行為を助長するのであれば、厚生局はその根拠理由を保険医等に説明する義務があるといえる。協会では、一部不開示とされた事案について今後改善を求めていく。